

# 深夜酒類提供飲食店営業【届出営業】

## ■ 営業種別

スナック、酒場その他客に酒類を提供して営む飲食店営業を深夜（午前0時～午前6時）において営む営業（営業の常態として通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）

## ■ 営業地域の規制

住居専用地域・住居地域・準住居地域においては、原則として営業が禁止されています。

《制限が除外される地域》

- ・住居地域及び準住居地域のうち、
  - 1 特定の道路の境界線から20メートル以内の地域
  - 2 前記1地域以外の住居地域及び準住居地域で、同地域と近隣商業地域、商業地域又は上記に掲げる地域との境界線上に営業所家屋の一部が所在する場合にあつては、その境界線から30メートル以内の当該営業所家屋の敷地の地域

## ■ 営業時間の制限

営業時間に制限はありません。

## ■ 営業所の基準

営業所の構造設備が次の基準を満たしている必要があります。

- 客室の床面積が9.5平方メートル以上（客室の数が1室のみの場合は制限なし。）であること。
- 客室に見通しを妨げる設備がないこと。
- 善良な風俗等を害するおそれのある写真、装飾等の設備がないこと。
- 客室の出入口に施錠の設備がないこと。
- 営業所の照度が20ルクス以上であること。
- 騒音、振動の数値が条例で定める数値以下であること。
- ダンスをする踊り場がないこと。

等

## ■ 届出書・添付書類等

営業を営もうとする場合の届出に当たっては、次の書類をそれぞれ1通提出してください。

- 営業開始届出書
- 営業の方法を記載した書類
- 営業所の平面図
- 本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの
- 法人の場合は、定款、法人に係る登記事項証明書及び役員に係る本籍（外国人の方については国籍等）が記載された住民票の写しで個人番号（マイナンバー）の記載がないもの